

住民税・所得税・復興特別所得税の申告

所得税および復興特別所得税(国税)の確定申告

新型コロナの影響により、期限までの申告が困難な人は、簡易な方法により**申告・納付期限を4月15日(金)まで延長**することができます。

宇治税務署 (☎0774-44-4141)

市役所分庁舎申告会場に必要なもの

- ▶ 給与・年金等の源泉徴収票
 - ▶ 各種控除に必要な書類
 - ・生命保険料や地震保険料控除証明書
 - ・社会保険料や国民年金などの控除証明書または領収書
 - ・寄附金の控除証明書または領収書
 - ・医療費控除の明細書
 - ▶ (還付申告の場合のみ) 申告相談者の口座情報がわかるもの
 - ▶ 確定申告書の作成に必要な情報を記載した「確定申告のお知らせ」ハガキまたは封書(お持ちの人のみ)
 - ▶ 筆記用具と計算機
 - ▶ マイナンバーカードの写し(マイナンバーカードがない人は「番号確認書類」と「身元確認書類」の2つの写しを持参(郵送時は写しを同封))
- ※番号確認書類=通知カードまたはマイナンバー記載の住民票の写し
 ※身元確認書類=運転免許証や公的医療保険の被保険者証など

住民税(市・府民税)の申告

国税務課市民税係 (☎983-1113-2164)

住民税の申告が必要な人

- ・令和4年1月1日現在、八幡市内に住所があり、令和3年に所得(収入)があった人
- ・令和3年中に所得がなかったが、非課税(所得)証明書の発行が必要な人

申告会場に必要なもの

- ▶ 前述「所得税および復興特別所得税(国税)の確定申告」の「市役所分庁舎申告会場に必要なもの」のとおり
- ※マイナンバーカードは原本でも可(郵送の場合は写しを同封)

住民税の申告が不要な人

- ▶ 所得税および復興特別所得税の確定申告書を提出した人
- ▶ 収入が給与所得のみで、勤務先から市に「給与支払報告書」が提出されている人

※申告が不要な人でも、扶養控除・生命保険料控除・地震保険料控除等の申告をされた場合、住民税額が下がる場合があります。

また、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、障害基礎年金、老齢福祉年金などの算定に影響が出る場合がありますので、該当する人は必ず申告してください。

申告会場は大勢の人で混雑します。会場内の密を避ける観点から、確定申告は可能な限り、パソコンやスマホから申告書が作成できる国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用し、郵送やe-Tax(電子申告)による提出にご協力ください。



住民税の申告は郵送提出も可能ですが、申告書の作成が困難な人は、申告会場ほか市役所1階税務課市民税係までご相談ください。

インターネットや郵送による提出にご協力を!

税の申告相談会場のご案内

今年は**2**の申告会場の場所を変更しています

1 宇治税務署(☎0774-44-4141)

開催日程	場 所	時 間	申告の種類
3月15日(火)まで (土・日・祝日) (を除く)	宇治税務署1階	相談受付時間 午前9時～ 午後4時	▶ 土地・建物・株式等の譲渡所得、雑損控除、住宅借入金等特別控除、令和2年分以前の確定申告、贈与税や相続税等の申告

※会場へお越しの際に「入場整理券」が必要です。入場整理券はLINEによる事前発行および会場当日発行しますが、入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります。

※税務署の駐車場(障がい者用駐車場を除く)は、ご利用頂けません。車によるご来場は、臨時駐車場(税務署から西へ約500m)をご利用ください。

※会場では、原則としてご自分で決算書・収支内訳書等の作成やパソコン操作をお願いしております。

※新型コロナ対策として、マスクの着用および筆記用具や計算機等を持参してください。また、咳や発熱等の症状や体調がすぐれない人の入場をお断りします。

2 市職員による申告相談会場

国税務課市民税係(☎983-1113、2164)

開催日程	場 所	時 間	申告の種類
3月15日(火)まで (土・日・祝日) (を除く)	市役所税務課市民税係(1階5番窓口)	午前8時30分～ 午後5時15分	▶ 住民税(市民税・府民税)申告
	市役所分庁舎2階申告会場 ※車いすをご利用の人や階段の昇り降りが困難な人は、市役所税務課市民税係(1階5番窓口)で受け付けします。	受付時間 午前9時～ 午後4時 相談時間 午前9時～正午 午後1時～4時	▶ 簡易な所得税の確定申告(公的年金等所得者・給与所得者の申告) ▶ 住民税(市民税・府民税)申告 ※市職員のみ対応となるため、相談・受付できる申告の種類が限られます。

※受付の準備が整い次第、当日分の番号札を配付します。

※混雑状況により、長時間お待ちいただくことや、早めに受付を終了する場合があります。

※新型コロナ対策として、マスクの着用および筆記用具や計算機等を持参してください。また、咳や発熱等の症状や体調がすぐれない人の入場をお断りします。

※駐車台数に限りがあるため、できる限り公共交通機関でお越しください。

市税・国民健康保険料納付は口座振替が便利

国民健康保険料第10期の納期限は3月31日(木)です。口座振替をご利用の人は残高の確認をお願いします。

口座振替の申し込みは、引き落としを希望される月の前月15日までに口座振替依頼書を市税等取扱金融機関(市外の金融機関には同依頼書がない場合あり)や税務課へ提出してください。

※ゆうちょ銀行をご利用の場合は、直接ゆうちょ銀行へお申し込みください。

国税務課収納係 (☎983-2481)

国税務課市民税係 (☎983-1113、2164)

所有している軽自動車やバイク等が盗難の被害にあったら、すぐに警察に盗難届を提出し、受理番号を持参のうえ、3月末までに廃車手続きをしてください。

譲渡や解体などをした場合も同様にご手続きが必要となりますので、ご注意ください。

軽自動車税(種別割)は、4月1日現在に軽自動車等を所有する人に課税されるため、4月2日以降に廃車をされた場合、その年度の軽自動車税(種別割)は全額納めていただくこととなりますので、ご注意ください。

バイク等の譲渡・廃車は3月末までに手続きを

車 種	登録および廃車の手続き・問い合わせ先
● 原動機付自転車(総排気量125cc以下) ● 農耕作業用自動車(トラクター等) ● 小型特殊自動車(フォークリフト等) ● ミニカー	【必要なもの】 ナンバープレート、標識交付証明書、本人確認書類(代理人が手続きを行う場合は委任状と代理人の本人確認書類) 市役所税務課市民税係 (☎983-1113、2164)
● 二輪の小型自動車(総排気量250cc超) ● 二輪の軽自動車(総排気量120cc超(250cc以下))	市京都運輸支局 (☎050-5540-2061)
● 三輪または四輪の軽自動車	市軽自動車検査協会 (☎050-3816-1844)